

名家連ニュース

平成30年7月13日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 535号

139の閉鎖病棟に公衆電話なし 厚労省告示違反

全国各地に4209棟ある精神科の閉鎖病棟のうち、139棟には厚生労働省が設置を求めている公衆電話がないことがわかった。厚労省は「患者が自由に電話できる環境であることは重要で、100%の設置を目指して指導していきたい」と話している。



精神保健福祉法に基づく厚労省の告示は、「電話機は、患者が自由に利用できるような場所に設置される必要があり、閉鎖病棟内にも公衆電話等を設置するものとする」と定めている。患者の人権や憲法で定める「通信の自由」を保障する意味合いがあるという。厚労省は、精神保健にかかわる調査を毎年6月30日付で実施。今春に公表された2017年の調査結果によると、終日閉鎖されたままの病棟は4209棟あり、うち139棟に電話が設置されていなかった。閉鎖病棟が3,763棟だった07年の調査では、128棟で設置されていなかった。同省は原則として年1回の監査で、都道府県を通して設置を依頼しており、未設置は告示違反となるという。(2018年6月16日 朝日新聞デジタル)

「精神科医に拳銃を」の文章削除 病院協会機関誌、HPから

日本精神科病院協会の山崎学会長が、機関誌の文章で患者の対応に関し「精神科医に拳銃を持たせてくれ」という部下の医師の発言を引用していた問題で、同協会は22日までにこの文章をホームページ(HP)から削除した。理由については「HPのリニューアルと偶然重なった」としている。

患者団体などで作る「精神科医療の身体拘束を考える会」(代表・長谷川利夫杏林大学教授)は同日、山崎会長の見解をただす質問状を協会に提出。協会は「患者への暴力を容認するという事ではない」と釈明した。(2018年6月22日 中日新聞)

※日本医療労働組合連合会(日本医労連)も6月25日、「抗議声明」を発表しています。



深刻な閉鎖的処遇—精神科病院の隔離・拘束



「変革すべき精神医療～見えないものを見る努力～」をテーマに6月26日、国会内で集会が開催され、当事者・家族・精神医療や保健・福祉の関係者120人が参加しました。

主催者の「病棟転換型居住系施設について考える会」代表の長谷川利夫氏(杏林大学保健学教授)は、入院患者の身体拘束が10年間で倍増している現状や国の検討会が策定した「重度かつ慢性」の基準によって、1年以上の入院患者(約19万人)の6割～7割が長期の入院治療が余儀なくされる実態を告発。全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)の小幡恭弘事務局長は、「家族会の全国調査で、約7割が入院中に隔離室の利用経験があり、4人に1人が身体拘束の経験があると回答した。「重度かつ慢性」状態であっても75%の人が入院せず地域生活を送っている実態が分かったと述べました。※東日本大震災で精神科病院も甚大な被害を受け、ベッドが確保できず、それまで幾度も退院を断られていた患者に退院の許可が出ました。退院後、本人は地域住民の一員として生活している様子が「Eテレ」で放映されました。従って、「重度かつ慢性」については「医学モデル」ではなく「社会モデル」で判断する…国連障害者権利条約の理念を尊重すべきではないでしょうか。(文責：事務局 堀場洋二)